

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第六十号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和三十七年佐賀県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年一月一日から同年三月三十一日まで」に、「第二条第一項及び」を「第二条第一項、」に改め、「附則第四項」の下に「並びに佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十二年佐賀県規則第二十七号）附則第六項及び第七項」を加え、「百分の三・五」を「百分の二」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。